

## 流山市役所自動販売機設置事業者募集要項

流山市役所財産活用課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、以下の事項をご確認の上、お申し込みください。

## 1 設置者募集物件（別紙1図面参照）

物件	所在地	貸付面積	販売品目	貸付料の最低価格 (月額、税抜)	来庁者数	その他 特記事項
	設置場所					
ア	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	10,000円	平成25年度 150,265人	バリアフリー対応の自動販売機のみ設置可能 (募集要項4ページ「3(4)」参照)
	市役所第2庁舎1階の一部					
イ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	10,000円	平成25年度 150,265人	バリアフリー対応の自動販売機のみ設置可能 (募集要項4ページ「3(4)」参照)
	市役所第2庁舎1階の一部					
ウ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第1庁舎2階の一部					
エ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第2庁舎3階の一部					
オ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第2庁舎3階の一部					
カ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第2庁舎4階の一部					

キ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第2庁舎4階の一部					
ク	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第2庁舎4階の一部					
ケ	流山市平和台1-1-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	
	市役所第2庁舎4階の一部					
コ	流山市平和台1-3-1	1.1㎡	乳飲料 清涼飲料	3,000円	平成25年度 150,265人	現在、第三庁舎は民間企業に貸付中です。
	市役所第3庁舎敷地の一部					

設置自動販売機の高さは2メートルを上限とします。

貸付面積には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

来庁者数（庁舎別の来庁者数ではなく全庁舎の合計）は参考数値であり、利用者数を保証するものではありません。

容器については、密封タイプのものとしします。

既設の自動販売機は、市役所第1庁舎1階の守衛室前に2台、第3庁舎前に1台、第4庁舎階段下に2台です。詳細については別紙1図面をご覧ください。

## 2 応募資格要件

応募できる方は、以下の全ての条件を満たすものとしします。

- (1) 法人の場合は千葉県内に本店、又は支店を有すること、個人の場合は流山市に居住し業を営んでいること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について2年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉

- を脅かす団体に属する者でないこと。
- (8) 国税及び流山市税の未納がないこと。
- (9) 流山市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、または契約締結後の中途解約をしていないこと。

### 3 契約上の条件等

#### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

#### (2) 貸付期間

貸付期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日17時とし更新はできないものとします。

#### (3) 貸付料等

##### 貸付料

流山市が設定する最低価格以上で、設置者に決定した者の提示した価格をもって貸付料（月額）とします。

貸付料は、別途発行する納入通知書により年2回ごとに指定期日までに納入してください。

**なお、申し込みの際は、税抜額の貸付料を流山市役所自動販売機設置事業者応募申込書（第1号様式）に記入して下さい。**

##### その他必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。証明用特定計量器（子メーター）の設置及び管理は、自動販売機設置事業者が行い、電気料金は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。なお電気料金の計算方法は次のとおりです。

基本料金を含む市役所庁舎全体の電気料金	×	$\frac{\text{自動販売機の電気使用量}}{\text{市役所庁舎全体の電気使用量}}$
---------------------	---	---------------------------------------------------

##### 物件コの電気料金について

現在、第3庁舎を民間事業者へ貸付けていることから、電気料金の納付先は第3庁舎の借主となります。納付先や納付方法等の詳細については、自動販売機の設置事業者の決定後にお知らせします。

##### 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

#### (4) 貸付上の制限

次のことを遵守してください。

貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。

自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコールを含む。）の販売はしないこと。

販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。

物件ア及びイに設置する自動販売機は、必ず次の（f）に該当する仕様とし、また、可能な限り次の（a）～（e）のうちいずれか一つまたは複数に該当する仕様とすること。

物件ウ～コに設置する自動販売機は、可能な限り次の（a）～（f）のうちいずれか一つまたは複数に該当する仕様とすること。

（a）環境に配慮した省エネ型の機器

（b）災害時の飲料提供等の機能

（c）ユニバーサルデザイン

（d）AED 搭載

（e）WiFi 搭載

（f）バリアフリー対応

#### （5）維持管理責任

次のことを遵守してください。

自動販売機の維持管理は設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

原則として自動販売機1台に対して1個の割合で自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた空き容  
器の回収ボックスを設置するとともに、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器を設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収箱から空き缶・ペットボトル等が溢れることのないよう管理すること。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと。自動販売機の故障や釣銭切れ等に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を利用者に分かりやすいよう明記すること。

#### （6）原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復するこ

と。

(7) 売上報告書の提出等

設置事業者は本件賃貸借に係る売上状況（月毎の売上本数及び売上金額）を、4月から3カ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月15日までに第4号様式により市へ報告すること。

(8) 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除できるものとします。

期日までに貸付料が納付されないとき

苦情等への適正な対応がなされないとき

飲料の容器の回収が適正に行われないとき

4 業者選定までのスケジュール

募集要項の公表	平成27年1月15日
質問の受付	平成27年1月15日 ~ 平成27年1月28日
質問の回答	平成27年2月2日
申込書の受付	平成27年2月6日 ~ 平成27年2月20日
結果通知・契約	平成27年2月下旬
設置準備等	平成27年3月上旬 ~ 平成27年3月31日
契約期間	平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日17時まで 平成27年3月31日までは従前の自動販売機が設置されている物件（オ、ク、ケ、コ）もあることから、設置の日程・時間については市及び従前の設置事業者との協議による。

5 申込方法

申込受付期間内に必要な書類を、流山市役所総務部財産活用課まで持参してください。

申込受付期間 平成27年2月6日（金）～平成27年2月20日（金）  
（土・日は除き、午前8時30分～午後5時15分まで）

郵送、電話、ファックス、Eメール等による受付は行いません。

提出先 流山市平和台1-1-1（流山市役所第1庁舎2階）

流山市 総務部 財産活用課

(1) 必要な書類

流山市役所自動販売機設置事業者応募申込書（第1号様式）

誓約書（第2号様式）

販売品目一覧（第3号様式）

設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法が確認できるもの）

2（5）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）

法人は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は住民票記載事項証明書

流山市内に本店又は支店が有る場合は、納税証明書

流山市内に本店又は支店が無い場合は、法人県民税納税証明書

各証明書については、発行後3か月以内のものを添付してください。

#### （2）申込書等の書き換え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

#### （3）質問の方法

平成27年1月28日までに、任意様式によりメール（E-mail: kanzai@city.nagareyama.chiba.jp）又は郵送により事務局へ提出して下さい。なお、各社の質問は1回限りとします。質問の回答は、本市ホームページ（下記URL）へ掲載します。

URL：

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/81/427/16870/index.html>

#### （4）応募申し込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申し込みが無効になります。

応募資格のない者が行った応募申し込み

応募申し込みに関し、不正な行為を行った応募申し込み

その他指定した以外の方法により提出された応募申し込み

### 6 設置者の決定手順

#### （1）物件の順位の設定及び設置者決定方法

提示のあった貸付料（月額）の中から物件毎の最高額を抽出します。

その最高額を基準に、高額なものを上位として募集物件ア～コに順位をつけます。同順位となった場合は「くじ」によって順位を決定します。

上位の物件から順に最高額の貸付料（月額）を提示した事業者を設置事業者として決定していきます。

6（1）により決定した市外業者の設置物件数が4物件に達した時点で、残りの物件については市内業者からの提示のみを有効とします。

（2）6（1）の基準により一事業者が3物件以上取得できる場合であっても、取得できる物件数は最大で2物件までとします。ただし、設置事業者が

決定しない物件がある場合には3物件以上取得できるものとします。

- (3) 同じ物件につき最高額の貸付料(月額)を提示した事業者が2人以上いる場合は、次に掲げる方法により設置者を決定します。

最高額の貸付料(月額)を提示した事業者が市内業者と市外業者の場合は、市内業者を設置者とします。

最高額の貸付料(月額)を提示した事業者が市内同士または市外同士の場合は、3(4) に掲げる自動販売機の仕様が高水準の事業者を設置者とします。

により設置者が決定しない場合には「くじ」によって設置者を決定します。

- (4) 設置者の決定は平成27年2月下旬頃を予定しています。設置者の決定後、選定結果を市ホームページに掲載します。
- (5) 設置者決定後、賃貸借契約締結の手続きを行います。
- (6) 設置者に決定した者が契約を締結しないときは、市が定めた最低価格以上の次順位者と契約します。
- (7) 設置者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から3年間は自動販売機の設置者募集に参加できなくなります。また、違約金として月額貸付料の3カ月分を支払わなければなりません。